皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月二十四日エストニア国の独立記念日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答電

天皇陛下から平成二十二年十一月十九日レバノン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、二月五日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 23 年２月 25 日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道157号	石川県金沢市横川５丁目234番２から石川県石川郡野々市町字三日市町180番２まで
一般国道159号	石川県金沢市堅田町ヌ５番14から石川県金沢市鈴見台１丁目226番まで

2　指定する期日　平成23年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し充分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人和田日出光は願により公証人を免ぜられた。

片山良廣は公証人に任命され、東京法務局所属公証人和田日出光の後任を命ぜられた。（以上二月十八日）（法務省）

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年２月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 23 年２月 25 日

厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里

記

改正された日本工業規格

交流アーク溶接電源用電撃防止装置　C9311

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年２月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 23 年２月 25 日

厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里

記

制定された日本工業規格

機械類の安全性―圧力検知保護装置―第１部：圧力検知マット及び圧力検知フロアの設計及び試験のための一般原則　B9717―1

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年２月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 23 年２月 25 日

経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏

記

制定された日本工業規格

地理情報―場所識別子（ＰＩ）アー　X7155

キテクチャ

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量成果と同一の効果があるものとして平成二十三年二月十日付けをもつて指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五百十九号）第十九条の規定により公告する。

平成二十三年二月二十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

行った測量の調査者の名称	地図及び簿冊の名称
独立行政法人都市再生機構	地和泉中央丘陵新住宅市街開発事業の確定測量図
	地和泉中央丘陵新住宅市街開発事業の調査簿
	業名塩の確定測量図
	業名塩の調査簿

行った測量の調査者の名称	地図及び簿冊の名称
作業社大成建設所地造成南株式会社工事工業団地	富士宮市南陵工業団地確定図
	南陵工業団地調査簿

公告

諸事項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成23年２月17日から２週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 23 年２月 25 日

津地方法務局長　大原　安雄

記

氏名　神山　　武
所属する土地家屋調査士会　三重県土地家屋調査士会
登録番号　三重第785号
事務所の所在地　三重県松阪市宮町73番地１
違反行為　登記申請意思確認義務違反